

銀杏ヶ丘同窓会々則

- 第1条 本会は銀杏ヶ丘同窓会と称し事務局を青森県立木造高等学校に置く。
- 第2条 本会は下記の会員を以て組織する。
イ. 通常会員、青森県立中学校、青森県立木造高等学校に在籍した者及び品陰会員
ロ. 特別会員、母校現職員、旧職員
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、隆昌発展に貢献するを以て目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的達成のため随時諸種の事業を行う。
- 第5条 本会に下記の役員を置く。
1. 会 長 1 名 2. 副 会 長 4 名 3. 理 事 若干名
4. 幹 事 若干名 5. 各支部長 6. 監 事 2 名
2 会長、副会長、監事2名は総会において選任する。
- 第6条 本会には事務を遂行するため事務局を置く。
2 事務局員は理事の中から会長がこれを委嘱する。
- 第7条 本会は最高顧問および顧問を置くことができる。顧問は役員の推薦により会長がこれを委嘱する。
2 顧問は本会の重要事項に関し諮問する。
- 第8条 会長は本会を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行をする。
- 第9条 役員は役員会を開き予算決算各種企画の審議議決する。理事は会員より会長が委嘱し会務を処理する。幹事は卒業回期毎に選任し会員相互の連絡を図る。監事は会計を監査しその結果を総会に報告する。
- 第10条 本会役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- 第11条 本会の経費は下記の収入を以てこれに充てる。
イ. 同窓会入会金（終身会費）5,000円 ロ. 寄附金 ハ. その他収入
- 第12条 本会は本会維持のため基本金を設定する。
イ. 基本金は入会金の4分の1を以てこれに充てる。
ロ. 基本金は総会の議決によらなければ使用することができない。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。
- 第14条 本会は毎年5月定例総会を開き、庶務会計報告、役員改選並びに重要事項の審議報告を行う。但し同窓会役員会をもって総会に代えることができるものとし、3ヶ月以内に臨時総会を開き報告承認を得るものとする。
- 第15条 本会は必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第16条 総て本会の議決は出席者の過半数を以て成立する。
- 第17条 本会は地域ごとに支部を設けることができる。
- 第18条 本規約の改正は理事会の議決に基づき総会の承認を得るものとする。

附 則

※本会々則は昭和59年8月11日より実施する。
※本会々則第6条・第10条は平成6年7月より改正する。
※本会々則第11条は平成6年8月21日より改正、平成7年4月1日より施行する。
※本会々則第7条・第9条・13条および第14条は平成13年8月25日より改正、平成14年4月1日より施行する。